

保護者様

玉村町立玉村中学校長

学校における感染症と出席停止について

お子さんは、下記の病気のため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。なお、医師により治癒証明書を記入していただき、登校する日に持参させてください。

新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザについては、保護者が記入した療養報告書を提出してください。医師による治癒証明書は必要ありません。

該当	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他（ ）	

きりとりせん

治癒証明書

____年 ____組 氏名 _____

感染症名 _____ 月 ____日 ～ ____月 ____日まで出席停止

感染症の予防上支障がないと認めますので登校可能と認めます。

医療機関：医師氏名 _____

印